

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内にある公的インキュベーション施設を退去する企業の中から、京都の未来を担う有望なベンチャー企業等を選定して本市の産業振興拠点である京都リサーチパーク地区への集積を図ることで、市外移転を防止するとともに、市内で成長できる環境を整え、もって市内での企業立地の促進に寄与するため、京都リサーチパーク株式会社（以下「KRP」という。）が運営する賃貸室（以下「賃貸室」という。）の入居に要する経費（以下「賃借料」という。）に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公的インキュベーション施設)

第2条 前条に規定する公的インキュベーション施設とは、次に掲げるものとする。

- (1) 京都大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ北館」
- (2) 京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ南館」
- (3) 京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」
- (4) 京都市成長産業創造センター「ACT京都」
- (5) 京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」

(交付の対象)

第3条 補助金は、KRPが設置する選定委員会の入居審査を経て、前条各号に掲げる施設を退去し、賃貸室に入居する個人又は団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業者の賃貸室の入居に係る賃貸借契約に基づく、KRPのポストインキュベーション制度適用前の賃借料及び共益費相当額とする。ただし、敷金、消費税及び地方消費税を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第2項で定める補助対象経費に別表に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、一の補助事業者について、200平方メートルを限度とする。

- 2 補助金の額は、1,000円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 賃貸室の使用開始可能日の属する月又は賃貸室の入居に係る賃貸借契約終了日の属する月における補助事業者の賃借期間が1か月に満たないときの補助金の額は、1か月を30日として日割計算した額とする。

(交付期間)

第5条 補助金は、各年度に、当該年度に属する4月から翌年3月までを、当該年度分として交付する。

- 2 補助金の交付期間は、賃貸室の入居に係る賃貸借契約書に記載されている使用開始可能日以後の日で、補助事業者が指定する日（以下「指定日」という。）から起算するものとする。
- 3 補助金の交付期間は、一の補助事業者に対して、指定日から起算して5年を超えない範囲内において、市長が定めるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者からの条例第9条の規定による申請は、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、毎年度事業実施前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業計画書（第2号様式）
- (2) 公的インキュベーション施設の入居実績（入居施設、入居期間）を証する書類（初年度申請時のみ。）

- (3) 決算書
 - (4) 定款又は規約の写し
 - (5) 賃貸室の入居に係る賃貸借契約書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が個人事業者又は個人の場合、前項第3号及び第4号に掲げる書類については、提出を要しない。

(交付の決定)

- 第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。
- 2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 条例第13条の規定による申請の取り下げは、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内に行わなければならない。

(変更等の承認の申請)

- 第9条 補助事業者は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合は、速やかに京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付変更申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

- 第10条 市長は、前条に規定する変更の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該変更を承認し、補助金の交付予定額又は交付額を変更し、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(事業完了の届出)

- 第11条 条例第18条の規定による実績報告は、当該年度の補助事業の完了（事業の廃止又は中止を含む。）後、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い日までに、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）によって、賃貸室賃借料支払を証する書類（第8号様式）を添えて行わなければならない。

(補助金額の決定)

- 第12条 市長は、前条の規定による事業完了の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金額を決定し、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付額決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金不交付決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(補助金の概算払)

- 第13条 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金概算払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第14条 条例第22条第1項にかかわらず、市長は、補助事業者において、賃貸室の入居に係る賃貸借契約が解除されたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（平成27年4月1日決定。）

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱は、令和3年3月31日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

期 間	交付率
交付開始日から1年目	20%
交付開始日から2年目	10%
交付開始日から3年目	10%
交付開始日から4年目	5%
交付開始日から5年目	5%

備考 当該年度内において表に掲げる交付率が異なる場合は、それぞれ適用される交付率ごとに算定した金額を合算して得られた額を当該年度の補助金の額とする。この場合、一の交付率が適用される期間が1か月に満たないときの補助金の額の算定は、第4条第3項に規定する算定方法を準用する。

第1号様式（第6条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者住所
団 体 名
代 表 者 名
連 絡 担 当 者

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり
ンチャー企業等ステップアップ事業補助金の交付を申請します。

年度の京都市ベ

記

1 補助事業の目的及び内容
別紙 事業計画書のとおり

2 補助対象額及び補助金交付申請額
年度補助対象額 円
年度補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 公的インキュベーション施設への入居実績（入居施設、入居期間）を証する書類
（初年度申請時のみ。）
- (3) 決算書（個人事業者及び個人の場合は不要）
- (4) 定款又は規約の写し（個人事業者及び個人の場合は不要）
- (5) 賃貸室の入居に係る賃貸借契約書の写し

第2号様式（第6条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業計画書

名称		代表者名	
所在地（住所）		電話番号	（ ） -
創業年月日		従業員数	人
退去施設名			
活用に係る研究者等の人数及び組織名	人数： 人、組織名：		

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金に係る事業費内訳書（4月～翌年3月）					
		事業全体額 (①+②+③)	京都市補助金 ①	他の補助金等 ②	自己資金 ③
入居経費	敷金				
	賃借料 (共益費を含む。)				
	その他				
	小計				
その他事業費					
合計					

(消費税及び地方消費税は除く。)

補助対象期間	(事業に係る補助対象予定期間) 年 月 日～ 年 月 日			
入居期間賃借料	号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)	年 月 日～	年 月 日	計 円… (a)
	号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)	年 月 日～	年 月 日	計 円… (b)
	賃借料計 (a + b)			

第3号様式（第7条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

(宛先)

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付(予定)額 金 円
- 2 事業名 年度事業
- 3 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
- (2) 本事業終了後は、直ちに別紙様式の実績報告書を提出してください。
- (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

第4号様式（第7条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

(宛先)

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで申請の補助金については、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 年度事業
- 2 不交付理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第9条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者住所
団 体 名
代 表 者 名
連 絡 担 当 者

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業の計画を次のとおり 変更
中止
廃止

したいので、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更、中止、廃止の理由
- 2 変更の内容
別紙京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業変更計画書のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 変更後の賃貸借契約書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

注 該当する□にレ点を記入してください。

注 京都市補助金額の額に変更がない場合、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業変更計画書（別紙）の添付は不要です。

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業変更計画書

名称		代表者名	
所在地（住所）		電話番号	() -
創業年月日		従業員数	人
退去施設名			
活用に係る研究者等の人数及び組織名		人数：	人、組織名：

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金に係る事業費内訳書（4月～翌年3月）									
	事業全体額 (①+②+③)		京都市補助金 ①		他の補助金等 ②		自己資金 ③		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
入居経費	敷金								
	賃借料 (共益費を含む。)								
	その他								
	小計								
その他事業費									
合計									

(消費税及び地方消費税は除く。)

補助対象期間	(事業に係る補助対象予定期間)	
	年 月 日～	年 月 日
変更前	入居期間	号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)
	賃借料	年 月 日～ 年 月 日 計 円… (a)
		号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)
		年 月 日～ 年 月 日 計 円… (b)
	賃借料計	(a + b)
変更後	入居期間	号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)
	賃借料	年 月 日～ 年 月 日 計 円… (a)
		号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)
		年 月 日～ 年 月 日 計 円… (b)
	賃借料計	(a + b)

第6号様式（第10条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付変更承認通知書

第 年 月 日 号

(宛先)

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで申請の補助金については、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 交付(予定)額 金 円
- 2 事業名 年度事業
- 3 交付の条件
 - (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
 - (2) 本事業終了後は、直ちに別紙様式の実績報告書を提出してください。
 - (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

第7号様式（第11条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申請者住所
 団 体 名
 代 表 者 名
 連 絡 担 当 者

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更承認）された補助事業を 年 月 日付けで完了（中止・廃止）しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により報告します。

1 補助対象額及び補助交付金額

補助対象額 金 円
 補助金交付額 金 円

2 補助事業の内容

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金に係る実績内訳書（4月～翌年3月）					
		事業全体額 (①+②+③)	京都市補助金 ①	他の補助金等 ②	自己資金 ③
入居経費	敷 金				
	賃借料 (共益費を含む。)				
	そ の 他				
	小 計				
その他事業費					
合 計					

(消費税及び地方消費税は除く。)

補助対象 期 間	(事業に係る補助対象期間)			
	年 月 日	～	年 月 日	
入居期間 賃借料	号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)			
	年 月 日～	年 月 日	計	円… (a)
	号館 号室 (m ² × 円/m ² × 月)			
	年 月 日～	年 月 日	計	円… (b)
賃借料計	(a + b)			

4 添付書類

- (1) 賃貸室賃借料支払金額内訳書（賃貸室の賃貸借契約書の写し）
- (2) 賃貸室賃借料の支払を証する書類
 （事業実績証明書（第8号様式））

第8号様式（第11条関係）

年度京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業実績証明書

名称		代表者名	
所在地（住所）		電話番号	（ ） —
退去施設名			

月	賃貸借料	入金状況	備考
4月	円	4月分入金済	
5月	円	5月分入金済	
6月	円	6月分入金済	
7月	円	7月分入金済	
8月	円	8月分入金済	
9月	円	9月分入金済	
10月	円	10月分入金済	
11月	円	11月分入金済	
12月	円	12月分入金済	
1月	円	1月分入金済	
2月	円	2月分入金済	
3月	円	3月分入金済	
合計	円		

上記とおり実績があったことを証明する。

年 月 日
 京都リサーチパーク株式会社
 代表取締役

第9号様式（第12条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付額決定通知書

第 号
年 月 日

(宛先)

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで通知した補助金については、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付(決定)額 金 円
※減額の場合 減額理由
- 2 事業名 年度事業

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第10号様式（第12条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

(宛先)

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで申請の補助金については、京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 年度事業
- 2 不交付理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第11号様式（第13条関係）

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申請者住所
団 体 名
代 表 者 名
連 絡 担 当 者

京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり
年度京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金の概算払を請求します。

記

1 補助金交付決定（変更承認）通知年月日及び番号
年 月 日付け 第 号

2 補助金交付支払請求内訳書

補助対象額	補助金交付 決定額	交付済額	今回請求額	残額	事業完了 予定日
円	円	円	円	円	